

ハラスメントの防止に対する基本方針

職場におけるハラスメントは「個人の尊厳」や「人格を不当に傷つける」社会的に許されない行為であるとともに職場の秩序や業務の遂行を阻害し、従業員の能力発揮を妨げ、当社の社会的評価に多大な影響を及ぼす問題です。

当社は、風通しの良い職場環境を構築し、活気ある企業を目指し、ここに株式会社 JVC ケンウッド長野のハラスメントの防止に対する基本方針(以下基本方針)を定めます。

1. 適用範囲

この基本方針は、当社従業員のみならず顧客、取引先、求職者等、当社に関係する全ての方に対するハラスメントを対象とします。

2. ハラスメント行為の禁止

当社は、下記のハラスメント、及びハラスメントに類する行為を厳しく禁止します。

- (1) セクシャルハラスメント
- (2) パワーハラスメント
- (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント
- (4) モラルハラスメント
- (5) カスタマーハラスメント
- (6) その他、「いじめ、嫌がらせ」「強要」「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場環境に悪影響を及ぼすハラスメントなど

3. 意識啓発と教育の徹底

ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知させ従業員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための教育や啓発を行います。

4. 相談窓口の設置と周知

ハラスメントに関する相談窓口(JVCKENWOOD ヘルプライン及び JVC ケンウッド長野内 総務人事グループ)の設置を周知し、苦情・相談の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

5. 迅速かつ公正な対応

苦情・相談に関与した者に対し、以下の対応を徹底させます。

- (1) プライバシーや人権の尊重を堅守します
- (2) 知りえた相談内容については、相談者の承諾がないまま情報開示、情報共有することはいたしません
- (3) 相談者や事実確認に協力頂いた方に対して不利益な扱いはいたしません
- (4) ハラスメント行為が確認された場合は行為者に対し就業規則に基づき厳正に対処し、また、被害者に対しては、就業環境の改善に向け適切な処置を講じるとともに再発防止に努めます

制定日:2025年7月16日

改定日:2026年4月1日

株式会社 JVC ケンウッド長野

代表取締役社長 笠原 盾

笠原 盾